

議案第 5 号

二宮町部設置条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

多様化、複雑化する行政事務に的確に対応し、横断的な課題解決力を高めることを目的とした組織改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町部設置条例の一部を改正する条例

二宮町部設置条例（平成元年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。

政策部

総務部

町民部

福祉部

こども・健康部

都市部

（事務分掌）

第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

政策部

- （1）重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- （2）広報、広聴及び統計に関すること。
- （3）財政に関すること。
- （4）契約、検査等に関すること。
- （5）財産に関すること。
- （6）公共施設の再編計画に関すること。

総務部

- （1）議会及び行政委員会の連絡調整に関すること。
- （2）職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- （3）文書及び法制に関すること。
- （4）税務に関すること。
- （5）情報システム及びデジタル化に関すること。

町民部

- （1）町民活動の促進に関すること。
- （2）戸籍及び住民記録に関すること。
- （3）生活安全に関すること。

- (4) 防災、防犯、交通安全及び危機管理に関すること。
- (5) 生活環境に関すること。
- (6) 廃棄物処理に関すること。

福祉部

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び国民年金に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 高齢福祉に関すること。

こども・健康部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 健康づくりに関すること。
- (3) 保健及び予防に関すること。

都市部

- (1) 農林、水産及び畜産業に関すること。
- (2) 商工業及び観光に関すること。
- (3) 道路その他一般土木に関すること。
- (4) 都市計画に関すること。
- (5) 下水道に関すること。
- (6) 公園及び緑地に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(二宮町子ども・子育て会議条例の一部改正)
- 2 二宮町子ども・子育て会議条例（平成25年二宮町条例第23号）の一部を次のように改正する。
第8条中「健康福祉部子育て・健康課」を「こども・健康部こども支援課」に改める。
(二宮町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)
- 3 二宮町予防接種健康被害調査委員会条例（令和元年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。
第9条中「健康福祉部」を「こども・健康部」に改める。
(二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例の一部改正)
- 4 二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例（平成25年二宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第9条中「都市部」を「町民部」に改める。
(二宮町地域密着型サービス等運営委員会条例の一部改正)
- 5 二宮町地域密着型サービス等運営委員会条例（平成31年二宮町条例第18号）の一部を

次のように改正する。

第9条中「健康福祉部」を「福祉部」に改める。

(二宮町地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)

- 6 二宮町地域包括支援センター運営協議会条例（平成31年二宮町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉部」を「福祉部」に改める。

(二宮町老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正)

- 7 二宮町老人ホーム入所判定委員会条例（令和元年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号を次のように改める。

(4) 福祉部長

第7条中「健康福祉部」を「福祉部」に改める。

(議案第5号) 二宮町部設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>政策部 総務部 <u>町民部</u> <u>福祉部</u> <u>こども・健康部</u> 都市部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>政策部</p> <p>(1) 重要施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 広報、広聴及び統計に関すること。</p> <p>(3) 財政に関すること。</p> <p>(4) 契約、検査等に関すること。</p> <p>(5) 財産に関すること。</p> <p>(6) <u>公共施設の再編計画に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 議会及び行政委員会の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。</p> <p>(3) 文書及び法制に関すること。</p> <p>(4) <u>税務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>情報システム及びデジタル化に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>政策部 総務部</p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p>都市部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>政策部</p> <p>(1) 重要施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) <u>町民活動の促進に関すること。</u></p> <p>(3) 広報、広聴及び統計に関すること。</p> <p>(4) 財政に関すること。</p> <p>(5) 契約、検査等に関すること。</p> <p>(6) 財産に関すること。</p> <p>(7) <u>公共施設の再編に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 議会及び行政委員会の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。</p> <p>(3) 文書及び法制に関すること。</p> <p>(4) <u>戸籍及び住民記録に関すること。</u></p> <p>(5) 税務に関すること。</p> <p>(6) <u>生活安全に関すること。</u></p> <p>(7) <u>防災、防犯、交通安全及び危機管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>情報システム及びデジタル化に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>町民部</u></p> <p>(1) <u>町民活動の促進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>戸籍及び住民記録に関すること。</u></p> <p>(3) <u>生活安全に関すること。</u></p> <p>(4) <u>防災、防犯、交通安全及び危機管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>生活環境に関すること。</u></p> <p>(6) <u>廃棄物処理に関すること。</u></p> <p><u>福祉部</u></p> <p>(1) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び国民年金に関すること。</p> <p>(2) 社会福祉に関すること。</p> <p>(3) 高齢福祉に関すること。</p> <p><u>子ども・健康部</u></p> <p>(1) <u>子育て支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>健康づくりに関すること。</u></p> <p>(3) <u>保健及び予防に関すること。</u></p> <p><u>都市部</u></p> <p>(1) 農林、水産及び畜産業に関すること。</p> <p>(2) 商工業及び観光に関すること。</p> <p>(3) 道路その他一般土木に関すること。</p> <p>(4) 都市計画に関すること。</p> <p>(5) 下水道に関すること。</p> <p>(6) 公園及び緑地に関すること。</p>	<p><u>健康福祉部</u></p> <p>(1) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び国民年金に関すること。</p> <p>(2) 社会福祉に関すること。</p> <p>(3) <u>健康づくりに関すること。</u></p> <p>(4) <u>保健及び予防に関すること。</u></p> <p>(5) 高齢福祉に関すること。</p> <p>(6) <u>子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>都市部</u></p> <p>(1) <u>生活環境に関すること。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物処理に関すること。</u></p> <p>(3) 農林、水産及び畜産業に関すること。</p> <p>(4) 商工業及び観光に関すること。</p> <p>(5) 道路その他一般土木に関すること。</p> <p>(6) 都市計画に関すること。</p> <p>(7) 下水道に関すること。</p> <p>(8) 公園及び緑地に関すること。</p>

(議案第 5 号) 二宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 会議の庶務は、 <u>子ども・健康部</u> 子ども支援課において処理する。	(庶務) 第 8 条 会議の庶務は、 <u>健康福祉部</u> 子育て・健康課において処理する。

(議案第 5 号) 二宮町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第 9 条 委員会の庶務は、 <u>子ども・健康部</u> 子育て・健康課において処理する。	(庶務) 第 9 条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> 子育て・健康課において処理する。

(議案第 5 号) 二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第 9 条 委員会の庶務は、 <u>町民部</u> 生活環境課において処理する。	(庶務) 第 9 条 委員会の庶務は、 <u>都市部</u> 生活環境課において処理する。

(議案第 5 号) 二宮町地域密着型サービス等運営委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第 9 条 委員会の庶務は、 <u>福祉部</u> 高齢介護課において処理する。	(庶務) 第 9 条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> 高齢介護課において処理する。

(議案第5号) 二宮町地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 運営協議会の庶務は、<u>福祉部</u>高齢介護課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 運営協議会の庶務は、<u>健康福祉部</u>高齢介護課において処理する。</p>

(議案第5号) 二宮町老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>福祉部長</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>福祉部</u>高齢介護課において処理する。</p>	<p>(組織等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>健康福祉部長</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>健康福祉部</u>高齢介護課において処理する。</p>